

表 6-3 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

| 区 域 の 区 分 | 時 間 の 区 分 | |
|----------------------------------------------------|-------------|-------------|
| | 昼 間 | 夜 間 |
| a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 6 5 デシベル | 5 5 デシベル |
| a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域 | 7 0 デシベル | 6 5 デシベル |
| b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 7 5 デシベル | 7 0 デシベル |

(注) (区域の区分) a : 都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
 b : 都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
 c : 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
 (時間の区分) 一般地域に係る環境基準と同様

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

| 昼 間 | 夜 間 |
|------------|------------|
| 7 5 デシベル以下 | 7 0 デシベル以下 |

表 6-4 道路交通振動の要請限度

| 区 域 の 区 分 | 時 間 の 区 分 | |
|-----------|-----------|----------|
| | 昼 間 | 夜 間 |
| 第 1 種 区 域 | 6 5 デシベル | 6 0 デシベル |
| 第 2 種 区 域 | 7 0 デシベル | 6 5 デシベル |

(注) (区域の区分) 第 1 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 1 種区域および第 2 種区域
 第 2 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 3 種区域および第 4 種区域
 (時間の区分) 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
 (その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から 5 デシベル減じた値とする。